

ポイント解説速報

金融庁、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A－投資家が期待する好開示のポイント－」を公表

金融庁は2020年5月29日、有価証券報告書の記述情報における新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示について、投資家等が期待する好開示のポイントをQ&Aとして公表した。



ポイント

- 当該Q&Aは、プリンシプルベースのガイダンスである「記述情報の開示に関する原則」に沿ったものであり、開示の充実に向けた企業の取組みを促すことを目的としており、新たな開示事項を加えるものではない。
- 「記述情報の開示の好事例集」に関与した投資家・アナリストの意見を踏まえ、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題」や「事業等のリスク」など10項目について、好開示のポイントを解説している。
- 金融庁は同日、有価証券報告書レビュー（法令改正関係審査）の調査票を更新し、新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示の有無、開示しない場合の理由について、有価証券報告書の提出とあわせて財務局等に提出することを求めている。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示 Q&Aについて

新型コロナウイルス感染症の広がりや、多くの上場企業の経済活動に影響を与えており、こうした不確実な経営環境の下、経営者の視点による充実した開示を行うことは、投資家の投資判断にとって重要であると考えられるとして、有価証券報告書の記述情報における新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示について、投資家等が期待する好開示のポイントをQ&A形式で解説している。

なお、当該Q&Aは、プリンシプルベースのガイダンスである「記述情報の開示に関する原則」（金融庁が2019年3月19日に公表）に沿ったものであり、開示の充実に向けた企業の取組みを促すことを目的としており、新たな開示事項を加えるものではないとされている。

Q&Aの主な内容は以下のとおりである。

項目名	金融庁の主な解説内容
経営方針、経営環境及び対処すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルス感染症が自社の経営環境にどのような影響を与えているかについて、経営者が新たに認識した自社の弱みや課題、機会やリスク等も踏まえ、セグメントごとに具体的に記載することが望まれる ■ 新型コロナウイルス感染症の影響が今後の経営環境にどのような変化をもたらす可能性があるかについての経営者の認識も記載することが期待される ■ 経営環境の変化を踏まえて経営方針・経営戦略等を見直す場合、従前からどのような点を変更したかが分かるように記載することが望まれる ■ KPIの変更が必要となる場合には、新しいKPIを示すだけでなく、その変更理由についても具体的に記載することが期待される ■ 経営方針・経営戦略等を見直す必要がないと判断した場合であっても、新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式の変化を求められていることを踏まえ、見直す必要がないと判断するに至った議論の背景等を具体的に記載することが期待される
事業等のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業の現在の状況や経営成績等に与える影響について、例えば、従業員の働き方やサプライチェーンへの影響といった、事業活動に与える影響等も含めて、取締役会や経営会議等における議論の内容など具体的な記載が求められる ■ 可能な限り定量的な情報を含めて記載することが期待される。取締役会や経営会議等で議論されている今後の経営成績等に与える影響額を記載することが考えられ、概算値として記載する方法のほか、影響額の範囲を記載する方法も考えられる。また、影響額を算出する際の前提となる仮定やシナリオを記載することも重要と考えられる ■ リスクへの対応策の記載にあたっては、経営成績等に係る対応策だけでなく、例えば、リモートワーク等、新型コロナウイルスの感染防止対策がどのように行われているかなど、事業活動に係る対応策についても具体的に記載することが期待される
経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルス感染症が、経営成績等に大きな影響を与えている場合には、当期の増減要因として単に「新型コロナウイルス感染症の影響」と記載するのではなく、新型コロナウイルス感染症による影響とそれ以外の影響とに区分し、それぞれの内容を具体的に記載する必要がある ■ 新型コロナウイルス感染症の影響については、以下の点を含め、経営者の視点による分析の内容を具体的に記載することが期待される <ol style="list-style-type: none"> ①その影響が具体的に、どこで（事業セグメントや地域セグメント、サプライチェーンにおける原材料・部品の調達、生産、物流、販売等）、どのように生じているか ②その影響を一過性のものと考えているか、それとも生活様式の変化などによって長期にわたり影響を与える可能性があると考えているのか

項目名	金融庁の主な解説内容
キャッシュ・フロー分析	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた資金繰り等については、「資本の財源及び資金の流動性」として、経営者の検討若しくは対応事項を具体的に記載することが重要と考えられる ■ 現在保有している手許現預金の水準（国内会社と海外子会社保有分に分けての記載等）やコミットメントラインの設定状況、予定されている資金支出、短期及び長期の新たな資金調達必要性、財務制限条項の抵触リスクへの対処方法などの記載が重要と考えられる。予定されている資金支出には、短期的に不可避な支出について記載することも有用と考えられる ■ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた成長投資、手許資金、株主還元等への資金の配分のあり方について、経営者の考え方を記載することも重要と考えられる。従来の方針を変更する場合には、変更する理由と新しい方針の考え方について具体的に記載することが必要と考えられる
会計上の見積り	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会計上の見積りを行う上で企業が新型コロナウイルス感染症の影響についてどのような仮定を置いたかについては、企業会計基準委員会が公表した議事概要や金融庁からの要請文にあるとおり、財務諸表等の注記である「追加情報」において具体的に開示することが強く期待される ■ 「追加情報」や他の注記において具体的に記載しきれない場合には、その補足として、MD&Aの「会計上の見積り」においても記載することが重要と考えられる ■ MD&Aの「会計上の見積り」では、見積りに用いた仮定に加え、その仮定を選択した背景や当該仮定が変動することによる経営成績等への影響について記載することが期待される
監査役等の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルス感染症の影響により、計算書類や事業報告に対する監査において従前どおりの手続きが行えない等、計画していた監査役等の活動のうち実施困難となったものがあれば、その内容を記載するとともに、代替的な対応を記載することが重要と考えられる ■ 新型コロナウイルス感染症の拡大によって、会計監査人が監査業務を例年どおり遂行することが困難となる中、適正な監査の確保に向けて、監査役等が、会計監査人とどのような協議を行い、どのように対応をしたかについて、具体的に記載することが考えられる
役員報酬	<ul style="list-style-type: none"> ■ 役員報酬の算定方法を変更する場合（KPIの変更を含む）、算定方法の変更に至った背景や理由について、例えば、取締役会・報酬委員会でのどのような議論が行われたか等を記載する必要がある ■ KPIについて、例えば、従業員の雇用維持や健康・安全の確保などの指標（非財務の指標）を新たに含める場合においても、その目標値と実績値について記載する必要がある
政策保有株式	<ul style="list-style-type: none"> ■ 政策保有株式の保有効果は、株価によって測られるものではないと考えられるが、株価の大幅な変動により評価額に大きな変動が生じているなど、リスクが顕在化した場合には、顕在化したリスクについて保有効果の検証の中でどのように検討しているかなど、さらに具体的な記載が重要であると考えられる
将来情報における事後的な事象の変化に係る開示の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業等のリスクの記載は、将来の不確実な全ての事象に関する正確な予想の提供を求めるものではなく、提出日現在において、経営者が企業の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性があることを認識している主要なリスクについて、具体的な説明を求めるものである ■ 提出日現在において、経営者が企業の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性があることを認識している主要なリスクについて、一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明がされていた場合、提出後に事情が変化したことをもって、虚偽記載の責任を問われるものではないと考えられる ■ 提出日現在において、経営者が企業の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性があることを認識している主要なリスクについて取立て記載をしなかった場合、虚偽記載に該当することがあり得ると考えられる

II. 有価証券報告書レビューにおける対応について

金融庁は、2020年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レビュー（審査）の実施概要を2020年5月21日に更新し、新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示が法令改正関係審査の対象に含まれることを明確化するとともに、会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に係る仮定に関する「追加情報」の開示についても、新たに審査対象に含めることを公表した。

これを受け、[金融庁のホームページ](#)に掲載されている法令改正関係審査の調査票が5月29日に更新された。企業は、新たに以下の項目について、新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示の有無、開示していない場合の理由を調査票に記載し、有価証券報告書の提出にあわせて、調査票を財務局等に提出する必要がある。

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 事業等のリスク
- MD&A（経営成績等の状況、会計上の見積り等）
- 追加情報（財務諸表等の注記）

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.